

資料編

環境基本計画に位置付けのある事業に関する資料を掲載しています。

脱炭素社会に関する施設・設備

1 未利用エネルギーの活用

〔(上下水) 企画課〕

〈下水熱〉

温度差エネルギーを空調や給湯などに利用することで、省エネ効果やCO₂削減等の環境に優しい取組が「下水熱の有効利用」として注目を集めています。また、規制緩和や技術革新により「まちなか」の下水熱が有効利用できるようになっていきます。

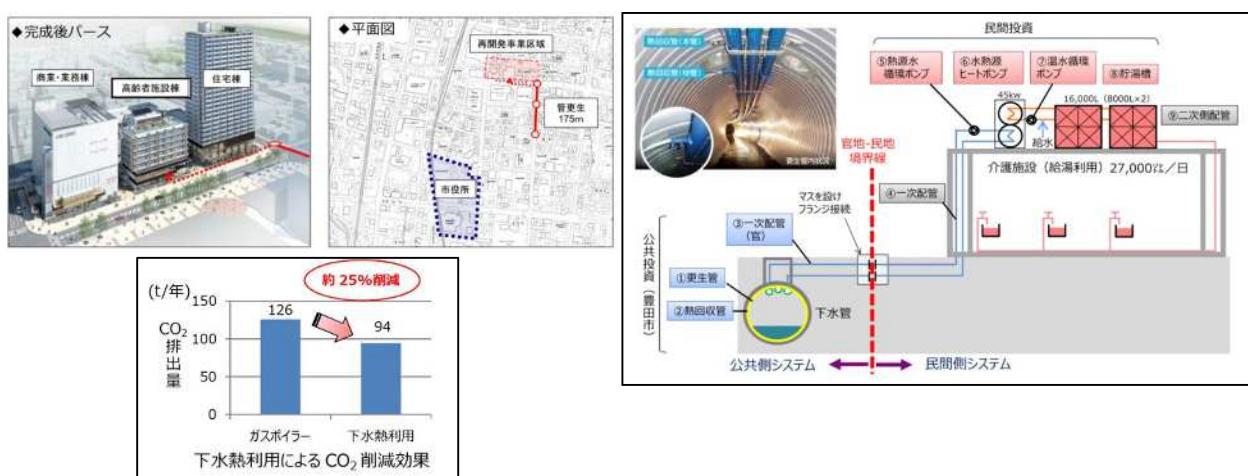
【あすけ水の館】

下水熱を冷暖房で利用する学習施設棟は、ミライを担う子どもたちの環境学習の場として活用しています。



【「豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業」高齢者施設棟】

2018年2月に新たな下水熱回収技術である“らせんタイプ”の下水熱利用システムを再開発事業に合わせて導入しました。使用年数が多い下水道管の管更生に合わせた、らせんタイプの下水熱回収技術を採用し給湯のヒートポンプの熱源として本格導入し、省エネ、CO₂の削減に貢献しています。



＜マイクロ水力発電＞

【高岡配水場】

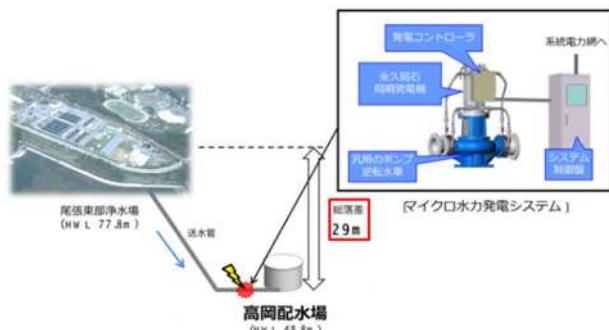
上下水道局では、2019年5月よりFIT制度（固定価格買取制度）の20年間を期間として、豊田市上丘町にある高岡配水場において、マイクロ水力発電システムの運用を始めました。

このマイクロ水力発電は、大口径の水道管内を流れる水道水の余剰圧力（落差）によって、設置したマイクロ水力発電機の水車を回し発電する仕組みです。

愛知県保有の尾張東部浄水場と高岡配水場の標高差は約29mあり、自然流下によって流れてくる未利用の位置エネルギーを活用し発電することができ、クリーンなエネルギーの提供を行うことができます。また、発電量により二酸化炭素排出量の削減効果が見込めます。

高岡配水場の場合、年間約154MWh（一般家庭43軒分）の発電量と約75t相当のCO₂削減量を見込んでいます。

尾張東部浄水場から豊田市 高岡配水場へ自然流下で
流入する際の余剰圧力（落差）で発電



2 公共施設への再生可能エネルギーの導入

〔環境政策課〕

（1）公共施設における太陽光発電システム設置状況

設置年月	施設名	総出力(kW)	設置年月	施設名	総出力(kW)
2000. 2	西部コミュニティセンター (民間移管)	10.0	2012. 3	猿投台交流館	9.66
2001. 7	豊田スタジアム	40.0	2012. 3	益富交流館	10.08
2002. 3	美山幼稚園 (2015 民間移管)	10.0	2012. 11	豊田市役所東庁舎	20.0
2002. 12	運動公園体育館	10.0	2013. 3	野見小学校	20.0
2004. 3	伊保小学校	10.0	2013. 3	浄水公園	1.92
2004. 12	鞍ヶ池公園	3.0	2013.	松平こども園	40.0
2005. 3	岩倉小学校	10.0	2013.	寿恵野こども園 (幼保連携型認定こども園(旧こども園型))	40.0
2005. 11	朝日丘交流館	10.0	2014. 1	浄水北小学校	90.0

2005. 11	美里交流館	10. 0	2016. 2	下山支所	4. 32
2006. 3	挙母小学校	10. 0	2016. 2	稻武支所	4. 32
2006. 4	グリーン・クリーンふじの丘	30. 0	2016. 3	浄水中学校	148. 10
2006. 11	前山小学校	10. 0	2016. 3	寺部小学校	60. 0
2006. 12	エコット	8. 0	2016. 3	童子山小学校	20. 0
2007. 4	西部体育館	20. 0	2016. 3	前林交流館	10. 0
2007. 9	井上公園水泳場	10. 0	2016. 4	あすけ水の館	11. 0
2008. 1	美山小学校	10. 0	2017. 2	巴ヶ丘小学校	20. 0
2010. 3	緑のリサイクルセンター	4. 8	2017. 3	山之手小学校	30. 0
2010. 3	自然観察の森ネイチャーセンター	4. 8	2019. 3	藤岡支所	20. 16
2010. 3	上水運用センター	4. 0	2020. 1	たかねこども園 (幼保連携型認定こども園(旧こども園型))	33. 0
2010. 3	PHV 太陽光充電施設 (9か所17基)	各 1. 9	2020. 3	南部休日救急内科診療所	10. 20
2010. 8	高岡中学校	20. 0	2021. 3	朝日丘中学校	50. 0
2010. 8	上郷中学校	20. 0	2023. 2	若園交流館	30. 0
2010. 8	末野原中学校	20. 0	2023. 2	青木小学校放課後児童クラブ	13. 32
2010. 8	猿投中学校	40. 0	2023. 11	博物館	60. 0
2010. 8	小原中学校	20. 0	2024. 2	若園こども園	12. 5
2010. 12	藤岡南中学校	70. 0	2024. 2	東広瀬こども園	11. 6
2011. 1	スカイホール豊田	40. 0	2025. 3	四郷小学校	66. 7
2011. 2	大沼小学校	30. 0	2025. 3	朝日小学校	45. 5
2011. 4	東部給食センター	10. 0	2025. 3	益富中学校	54. 5
2011. 12	豊田市福祉センター	25. 0	2025. 3	元城小学校	43. 9
2012. 3	土橋小学校	10. 0	2025. 3	美里中学校	68. 2
合計 (kW)					1620. 88

(2) 公共施設における風力発電設備設置状況

設置年月	施設名	規模
1999. 1	東広瀬小学校	0. 25kW×1基
2005. 3	岩倉小学校	0. 45kW×1基
2005. 3	鞍ヶ池公園	0. 03kW×1基
2006. 12	エコット	0. 45kW×3基
		0. 34kW×1基
		0. 76kW×1基
		0. 03kW×1基
2009. 6	上水運用センター	1. 06kW×1基
2010. 3	緑のリサイクルセンター	1. 00kW×3基
2012. 3	土橋小学校	4. 00kW×1基



(3) 公共施設における屋根貸し事業（豊田市再生可能エネルギー導入促進事業）の実施状況

公募年月	施設名	総出力 (kW)	稼働時期
2013. 12	堤こども園	49. 5	2014
2013. 12	竜神交流館	49. 5	2014
2013. 12	梅坪小学校校舎	49. 92	2014
2013. 12	東保見小学校校舎	49. 92	2014
2014. 11	越戸こども園	49. 5	2015
2014. 11	豊田市民文化会館	324. 48	2015

※期間：最長 20 年間

(4) 公共施設における太陽熱利用設備設置状況

設置年月	施設名	導入システム
1979	養護老人ホーム若草苑※	ソーラーシステム
1994. 4	豊田特別支援学校	太陽熱温水器
1996. 4	消防署藤岡小原分署	太陽熱温水器
2007. 11	保見交流館	空気集熱式パッシブソーラーシステム
2020. 12	豊田地域医療センター	太陽熱温水器

※老朽化等により撤去

3 面ノ木風力発電所

稻武町地内の面ノ木風力発電所は、2005 年 2 月から運転を開始しました。

【面ノ木風力発電所の設備概要】

定格出力	1, 800kW (600kW×3 基)
風車の直径	44m
風車の高さ	68m (羽根先端までの高さ)
発電開始風速	2. 5m／秒
定格出力風速	12. 5m／秒
風車機種	ドイツ・エネルコン社製



面ノ木風力発電所

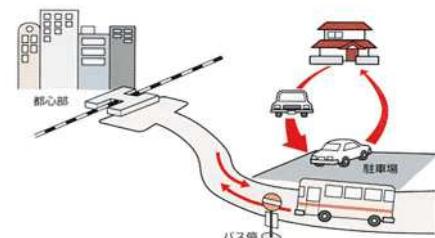
4 交通の整備

(1) P&R 駐車場の整備 (P&BR 駐車場の確保)

公共交通を利用して渋滞削減や環境にやさしい交通を実現させるため、P&R (パークアンドライド) ※) 駐車場、P&BR (パークアンドバスライド) 駐車場を整備しています。

現在までに市が整備し、管理している愛知環状

〔交通政策課〕



P&BR のイメージ

鉄道駅前 P&R 駐車場は次表のとおりです。また、P&BR 駐車場としては、藤岡、下山、小原、稻武の各支所、永太郎バス停（小原地区）及び小渡バス停（旭地区）を整備しています。

※パークアンドライド：鉄道駅周辺や主要バス停周辺に駐車場を設け、自家用車から鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法

愛知環境鉄道駅前 P&R 駐車場（市管理）一覧

駐車場名	四郷駅前駐車場	末野原駅前駐車場	貝津駅前駐車場	保見駅前駐車場	八草駅前駐車場
駐車容量	140 台	147 台	44 台	58 台	170 台

※2012 年 4 月 1 日から 5 駐車場全て有料化（指定管理）

（2）次世代自動車充電施設

〔未来都市推進課〕

2009 年度に 11 か所・21 基の太陽光充電施設、2010 年度と 2014 年度に 21 か所・21 基の普通充電スタンドを公共施設に設置し、2023 年度に道の駅「どんぐりの里いなぶ」に急速充電器を 1 基設置、2024 年度に足助支所に急速充電器を 1 基設置しました。これらの充電施設は一般市民に開放しています。



普通充電スタンド



稻武急速充電器



足助急速充電器

(3) 水素ステーションの普及促進

〔未来都市推進課〕

燃料電池自動車（FCV）の普及に向け、2015年にとよたエコフルタウン内に水素ステーションを整備しました。水素製造装置を備えたオンサイト型ステーションで、施設内の特殊設備の見学や水素製造、FCVなどについて学ぶことができましたが、とよたエコフルタウンの営業終了に合わせ、2024年2月に営業を終了しました。

2020年度には鴛鴨町に市内水素ステーションが整備されたことと併せ、地産再エネ100%で製造するCO₂フリー水素の供給も始まり、豊田市の公用車で利用しています。



5 公用車への次世代自動車の率先導入

〔総務部庶務課〕

本市では、2021年度に「公用車電動化計画」を策定し、次世代自動車を公用車として率先して導入しています。2024年度末における次世代自動車保有台数は次表のとおりです。引き続き、公用車の電動化を進めていくとともに、電動化できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。

公用車への次世代自動車導入状況（乗用・貨物自動車）

区分		2024年度末保有台数
次世代自動車	燃料電池自動車	4台
	プラグインハイブリッド自動車	26台
	ハイブリッド自動車	73台
	天然ガス自動車	2台
	電気自動車	11台
	合計	116台 (35.2) %

※消防本部、上下水道局、外郭団体等への貸出し車両は除く。

※合計欄（ ）内は全保有車両に占める割合。2024年度の保有車両は330台。

脱炭素社会に関する制度・事業

1 スマートハウス普及促進事業（豊田市エコファミリー支援補助金）〔環境政策課〕

（1）太陽光発電システム設置に対する補助（2018年度で補助終了）

補助制度開始年月：2000年4月

※2010年度からは、エコファミリー支援補助制度として補助

※2017年度からHEMS及び蓄電池が既に設置されている又は同時に設置する場合に
補助

※2014年度から2018年度まで、補助額のうち2万円（2014年度は1万円）分をとよ
たエコポイントで交付

【2018年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する方

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電
池システムを既に設置している又は住宅用太陽光発電システムと同時に
設置申請する方

補助額：1kW当たり2万円（上限8万円）※補助額のうち2万円分はエコポイン
トで交付

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助実績

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005
補助件数（件）	90	132	248	288	256	357
補助額合計（千円）	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441
総出力（kW）	311.95	417.50	908.18	1,078.12	923.77	1,282.55
年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011
補助件数（件）	396	318	613	871	1,083	1,322
補助額合計（千円）	115,626	89,891	178,624	166,585	116,305	145,607
総出力（kW）	1,444.88	1,081.95	2,204.25	3,351.13	4,444.86	5,822.51
年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017
補助件数（件）	1,376	1,386	990	813	785	71
補助額合計（千円）	153,796	128,304	77,796	60,846	59,645	5,423
総出力（kW）	6,299.52	6,293.33	4,672.88	4,105.37	4,163.85	272.27
年度	2018	累計				
補助件数（件）	98	11,493				
補助額合計（千円）	7,325	1,731,365				
総出力（kW）	366.66	49,445.53				

(2) スマートハウス化設備設置に対する補助

補助制度開始年月：2019年4月

【2024年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅にスマートハウス化設備として、太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム（HEMS）を設置しつつ、家庭用リチウムイオン蓄電池システムまたは電気自動車等充給電設備（V2H）を一体的に導入する方

補助額：定額15万円（新築で、国ZEH補助金の交付決定及び額の確定を受けている又は住宅版BELS評価書において同等の評価を受けている場合、定額20万円）

【参考：2025年度補助】

定額21万円（新築で、国ZEH補助金の交付決定及び額の確定を受けている又は住宅版BELS評価書において同等の評価を受けている場合、定額26万円）

スマートハウス化設備設置に対する補助実績

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	累計
補助件数（件）	122	151	151	180	157	140	901
うちZEH上乗せ（件）	15	51	33	56	84	82	321
補助額合計（千円）	27,400	36,360	24,300	29,800	27,750	25,100	170,710
総出力（kW）	669.20	892.37	925.86	1167.12	1208.36	1221.28	55,529.72 ※太陽光発電システム設置に対する補助の発電総出力を踏襲

2024年度補助によるCO₂削減効果：581.0t-CO₂/年

※創・省・蓄エネルギー設備の設置によりCO₂排出量を正味ゼロとして算出

※1世帯当たりCO₂排出量：4,150kg-CO₂/年（出典：温室効果ガスインベントリオフィス）

(3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置に対する補助

補助制度開始年月：2010年4月

【2024年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に燃料電池システムを設置する方

補助額：設置に要する費用の5%（上限5万円）

【参考：2025年度補助】 設置に要する費用の5%（上限5万円）

家庭用燃料電池システム設置に対する補助実績

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
補助件数（件）	21	81	60	111	86	124
補助合計額（千円）	3,089	10,381	6,223	9,861	6,884	9,445
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
補助件数（件）	155	157	150	123	139	126
補助合計額（千円）	9,046	8,222	7,409	5,994	6,553	5,751
年度	2022	2023	2024	累計		
補助件数（件）	141	70	50	1,594		
補助合計額（千円）	6,632	3,356	2,399	101,245		

2024 年度補助による CO₂削減効果：75.00t-CO₂/年（約 18 世帯が 1 年間に排出する CO₂量）

※CO₂削減量：1 台あたり 1.5 t-CO₂/年（出典：東邦ガス資料）

※1 世帯当たり CO₂排出量：4,150kg-CO₂/年（出典：温室効果ガスインベントリオフィス）

(4) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）設置に対する補助（2021 年度で補助終了）

補助制度開始年月：2012 年 6 月

【2021 年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に家庭用エネルギー管理システムを設置する方
補助額：設置に要する費用の 1/4（上限 1 万円）

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）設置に対する補助実績

年度	2012	2013	2014	2015	2016	
補助件数（件）	201	281	166	221	247	
補助合計額（千円）	7,613	11,708	6,896	8,603	8,964	
年度	2017	2018	2019	2020	2021	累計
補助件数（件）	236	308	156	84	141	2,041
補助合計額（千円）	8,192	10,397	2,901	840	1,409	67,523

2021 年度補助による CO₂削減効果：58.52t-CO₂/年（約 14 世帯が 1 年間に排出する CO₂量）

※CO₂削減量：0.415t-CO₂/年（1 世帯当たり CO₂排出量約 10%削減）（出典：環境省）

※1 世帯当たり CO₂排出量：4,150kg-CO₂/年（出典：温室効果ガスインベントリオフィス）

(5) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備設置に対する補助

補助制度開始年月：2013年4月

※2017年度及び2018年度において、補助額のうち6万円分をとよたエコポイントで交付

※2019年度から電気自動車等充給電設備（V2H）を補助対象に追加

【2024年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の既存住宅に家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備（V2H）を設置する方

補助額：蓄電容量（V2Hの場合は所有する車の蓄電容量）1kWhあたり1万円（上限9万円）

【参考：2025年度補助】

蓄電容量により異なる。（上限15万円）

蓄電容量7.5kWh未満1kWhあたり1万円

蓄電容量7.5kWh以上1kWhあたり2万円

家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備設置に対する補助実績

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
補助件数（件）	81	67	122	171	276	353	406
補助合計額（千円）	8,027	6,264	9,404	12,304	40,717	51,869	33,540
年度	2020	2021	2022	2023	2024	累計	
補助件数（件）	272	311	404	334	376	3,173	
補助合計額（千円）	19,740	24,623	31,982	27,022	30,856	296,348	

(6) 住宅用エコ窓設置に対する補助（2021年度で補助終了）

補助制度開始年月：2019年4月

【2021年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の既存住宅に住宅用エコ窓を設置する方

補助額：設置に要する費用の5%（上限6万円）

住宅用エコ窓設置に対する補助実績

年度	2019	2020	2021	累計
補助件数（件）	16	14	20	50
補助額合計（千円）	260	340	641	1,241

2 次世代自動車普及促進事業

〔環境政策課〕

- (1) (市民向け) 次世代自動車購入に対する補助 (豊田市エコファミリー支援補助金)
- 補助制度開始年月：1998年4月
- ※2010年度からは、エコファミリー支援補助制度として補助
- ※2012年度から、ハイブリッド車(HV)が対象外、平成23年度から、プラグインハイブリッド車(PHV)が対象追加
- ※2013年度から、超小型電気自動車(超小型EV)が対象追加
- ※2014年度から、燃料電池自動車(FCV)が対象追加、購入する自動車に外部給電設備を設置した場合、補助額に5万円を上乗せ
- ※2019年10月から、高齢者移動支援として、申請年度末時点で満70歳以上であれば、超小型電気自動車(超小型EV)の補助額に4万円を上乗せ(最大7.5万円)
- ※2021年度から、購入する自動車に外部給電設備を設置した場合の5万円を上乗せ補助を廃止
- 充電設備を設置した場合の補助額を2万円に変更
- 超小型電気自動車(超小型EV)の高齢者移動支援対象年齢を満65歳以上に変更
- ※2023年度から、プラグインハイブリット車(PHV)・電気自動車(EV)の補助上限額を20万円に変更

【2024年度外部給電機能付次世代自動車購入に対する補助(市民向け)の概要】

- ・対象車：プラグインハイブリッド自動車(PHV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、超小型電気自動車(超小型EV)※
※外部給電機能の有無は問わない。
- ・対象：新車登録した次世代自動車を自ら使用する目的で購入又はリースし、新車登録をする1年以上前から市内に在住している個人
- ・補助額：
 - PHV・EV 車両本体の購入に係る価格の5%（上限20万円）+充電設備上乗せ補助（上限2万円）
 - FCV 車両本体の購入に係る価格の5%（上限32万円）
 - 超小型EV 車両本体の購入に係る価格の5%（上限3.5万円）+満65歳以上上乗せ補助（定額4万円）

【参考：2025年度補助】対象車は外部給電機能付次世代自動車、リース車も対象

PHV・EV 車両本体基準額に係る価格の5%（上限20万円）
+充電設備上乗せ補助（上限2万円）

FCV 車両本体基準額に係る価格の5%（上限32万円）、
超小型EV 車両本体基準額に係る価格の5%（上限7.5万円）
+満65歳以上上乗せ補助（定額4万円）

次世代自動車購入に対する補助（市民向け）実績

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
補助件数（台）	187	89	61	170	137	321	595
補助合計額（千円）	20, 645	9, 577	6, 691	19, 846	16, 052	37, 245	68, 628
年度	2005	2006	2007	2009	2010	2011	2012
補助件数（台）	537	469	458	2, 499	2, 977	3, 349	171
補助合計額（千円）	62, 645	54, 032	54, 348	271, 966	295, 352	327, 493	32, 177
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
補助件数（台）	122	82	88	79	345	207	135
補助合計額（千円）	21, 939	14, 541	17, 614	17, 617	67, 342	40, 729	27, 459
年度	2020	2021	2022	2023	2024	累計	
補助件数（台）	158	193	301	423	317	14, 470	
補助合計額（千円）	27, 895	32, 442	43, 363	81, 399	61, 304	1, 730, 341	

（2）外部給電設備の導入支援制度（豊田市エコファミリー支援制度、2022 年度で補助終了）

支援制度開始年月：2016 年 4 月

※SAKURA プロジェクトの取組の一環として開始

※2021 年度から新車向け外部給電装置費補助金を廃止

【2022 年度外部給電設備導入支援制度の概要】

後付け外部給電装置設置費補助金

対象者：外部給電装置取扱事業者として認定された事業者

補助金額：設置に要する費用の 9/10（上限 5 万円）

住宅向け外部給電装置設置費補助金

対象者：自ら居住する市内の住宅で自ら購入した非常時給電装置を設置した個人

補助金額：設置に要する費用の 1/5（上限 5 万円）

外部給電設備の導入支援実績

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	累計
補助件数（件）	11	9	2	6	0	291	63	382
発行ポイント(pt)	110, 000	90, 000	20, 000	60, 000	0	-	-	280, 000
補助合計額（千円）	-	-	-	-	-	13, 856	3, 150	17, 006

(3) (事業者向け) 次世代自動車購入に対する補助（豊田市事業者向け次世代自動車普及促進事業補助金）

補助制度開始年月：2013年4月

※2014年度から、燃料電池車(FCV)が対象追加

※2023年度から、プラグインハイブリット車(PHV)・電気自動車(EV)の補助上限額を20万円に変更

【2024年度外部給電機能付次世代自動車購入に対する補助（事業者向け）の概要】

- ・対象車：プラグインハイブリット自動車(PHV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)
- ・対象：市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置き、事業の活動実態がある法人
購入又はリースが対象
- ・補助額：
 - PHV・EV 車両本体の購入に係る価格の5%（上限20万円）+充電設備上乗せ補助（上限2万円）
 - FCV 車両本体の購入に係る価格の5%（上限15万円）

【参考：2025年度補助】リース契約も補助対象

PHV・EV 車両本体基準額に係る価格の5%（上限20万円）

+充電設備上乗せ補助（上限2万円）

FCV 車両本体基準額に係る価格の5%（上限15万円）

超小型EV 車両本体基準額に係る価格の5%（上限7.5万円）

次世代自動車購入に対する補助（事業者向け）実績

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
補助件数 (台)	10	10	21	51	55	33	21	
補助合計額 (千円)	1,884	1,644	3,542	7,972	10,044	6,194	3,921	
年度	2020	2021	2022	2023	2024	累計		
補助件数 (台)	47	41	40	61	58	448		
補助合計額 (千円)	7,413	6,158	5,855	11,726	10,853	77,206		

3 豊田市版環境減税

〔市民税課・資産税課〕

再生可能エネルギーの導入促進と家庭・地域内でのエネルギーの地産地消、移動の低炭素化の推進を図るため、2014年4月1日に「豊田市版環境減税」を創設しました。

「豊田市版環境減税」には、「スマートハウス減税」「再生可能エネルギー発電設備減税」「電気自動車減税」の3つがあり、2014年4月1日から2028年3月31日までに取得された該当資産について、最初の3年間の固定資産税等を申請により減免し、温室効果ガス排出の削減など脱炭素社会の実現に寄与しています。

(1) スマートハウス減税

〔資産税課〕

新築・改修のスマートハウス（住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用リチウムイオン蓄電池又はV2Hの3システムを全て備えた住宅でZEH基準を満たす等）の固定資産税・都市計画税を一部減免します。

スマートハウス減税件数（件）

	新築	改修	合計
2015年度課税	12	3	15
2016年度課税	24	53	77
2017年度課税	43	30	73
2018年度課税	26	57	83
2019年度課税	13	134	147
2020年度課税	57	237	294
2021年度課税	81	197	278
2022年度課税	96	182	278
2023年度課税	93	180	273
2024年度課税	88	199	287
2025年度課税	87	127	214
合計	620	1,399	2,019



(2) 再生可能エネルギー発電設備減税

〔資産税課〕

自家消費型又は経済産業大臣の認定を受けた10kW以上2,000kW未満の事業用太陽光発電システム等の固定資産税（償却資産）を一部減免します。

再生可能エネルギー発電設備減税件数（件）

	所有者数	設備数
2015年度課税	61	72
2016年度課税	124	174
2017年度課税	91	116

2018 年度課税	42	46
2019 年度課税	44	56
2020 年度課税	36	41
2021 年度課税	24	34
2022 年度課税	19	36
2023 年度課税	18	23
2024 年度課税	28	56
2025 年度課税	31	66
合 計	518	720

(3) 電気軽自動車減税

〔市民税課〕

新車の電気軽自動車と電気ミニカーの軽自動車税を全部減免します。

電気軽自動車減税件数 (件)

	所有者数	ミニカー	軽四乗用	軽四貨物
2015 年度課税	5	3	2	1
2016 年度課税	5	2	2	1
2017 年度課税	5	2	2	1
2018 年度課税	2	1	0	1
2019 年度課税	1	0	0	1
2020 年度課税	2	0	0	2
2021 年度課税	4	2	7	1
2022 年度課税	13	2	277	1
2023 年度課税	109	7	388	11
2024 年度課税	184	7	449	27
2025 年度課税	245	6	246	66
合 計	575	32	1,373	113

4 脱炭素社会に関する主な協定

〔環境政策課・未来都市推進課〕

協議会名 (会長団体や市の役職)		趣旨・内容等
1	あいち FCV 普及促進協議会 設立：2005年7月1日 (愛知県)	国のFCV及び水素ステーションの実証試験プロジェクトの支援や普及啓発活動に取り組むため、組織された協議会。
2	豊田市つながる社会実証推進協議会 設立：2016年10月12日 (豊田市)	新エネルギー・AI・IoTなどの先進技術の実証・実装による地域課題の解決を通じて、持続可能な社会の形成に貢献するために設立された協議会。
3	ICLEI（イクレイ） 申請：2017年3月21日 (ドイツ・ボン、日本会員)	持続可能な都市と地域を目指す自治体により組織された国際的ネットワーク。
4	世界首長誓約 登録：2018年10月1日 (日本事務局：名古屋大学)	持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント（強靭）な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取組を積極的に進めていく国際的な仕組み。
5	水素バリューチェーン推進協議会（JH2A） 設立：2020年12月7日 (民間企業、特別会員)	サプライチェーン全体を俯瞰し、業界横断的かつオープンな組織として、社会実装プロジェクトの実現を通じ、早期に水素社会を構築することを目的に設立された協議会。
6	ゼロカーボン市区町村協議会 設立：2021年2月5日 (横浜市、理事)	内容：一体として以下の3項目を進める。 ①脱炭素社会の実現に向けた政策研究及びこれに関連する課題等の研究 ②脱炭素社会の実現に向けた政策に関する国等への提言 ③会員自治体相互の交流、連携等を図るための活動
7	とよた・ゼロカーボンネットワーク 設立：2023年1月17日 (豊田市)	内容：一体として以下の3項目を進める。 ①節電 ②3R ③食品ロス削減
8	中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議（CH2A） 加盟：2024年1月5日 (会長：愛知県知事)	行政、民間、経済団体などの加盟団体が一体となって水素・アンモニアの需要創出や利活用促進、普及啓発に向けた取組を推進している会議。

9	あいち環境イノベーションコンソーシアム 設立・加盟：2025年1月31日 (会長：愛知県知事)	カーボンニュートラルの実現などの環境分野の課題解決に向けて、産学官金の連携の下、愛知発の環境イノベーションを創出・実装を目指す目的とした協議会。
10	あいち物流脱炭素化推進協議会 (愛知県)	燃料電池トラック等のFC 商用車による物流脱炭素化モデルスキームを構築し、県内の荷主、輸送事業者等の物流に幅広く横展開するための会議
11	中部FCV水素供給インフラ整備推進会議 (中部経済産業局)	燃料電池自動車(FCV)の効果的な市場創設や水素供給インフラの整備を推進すること目的とした会議
12	中部圏低炭素水素サプライチェーン構築促進会議 (愛知県)	国内有数の産業の集積地である中部圏(岐阜、愛知、三重の3県)が持つ水素利用のポテンシャルを生かして、再生可能エネルギー等から低炭素水素を製造し、利用する「中部圏低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大を産・学・行政が一体となって推進するための会議

自然共生社会に関する施設や河川・水辺の整備

1 自然観察の森

〔環境政策課〕

「豊田市自然観察の森」（面積約150ha）は、身近な自然を都市近郊で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然系環境学習の拠点として、1990年4月1日、全国10か所の自然観察の森のうち、8番目に開設しました。

自然観察の森は、中心市街地の東方約4kmの標高70～140mに位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、自然観察路や観察舎、休憩所、学習広場、展望台、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。



【自然観察の森 施設概要】

利用時間 【4月～9月】午前9時～午後5時30分
【10月～3月】午前9時～午後4時30分
休館日 毎週月曜日（休日の場合は開館）、年末年始
住所 〒471-0014
豊田市東山町4-1206-1
電話等 TEL:88-1310 FAX:88-1311

2 水辺環境整備事業

(1) 親水型河川・施設の整備

〔河川課〕

1999年3月に開通した豊田大橋（矢作川）は、両岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りることができ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川に親しむことのできる（親水型）構造となっています。



親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

矢作川・・・豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋
水辺散策路・・・お釣土場水辺公園、古川水辺公園など
緑陰歩道・・・豊田市駅周辺(挙母小学校～豊田市役所間)
日明川・・・石積護岸により水路を整備、豊田市総合野外センターとの一体的利用
加茂川・・・川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策が可能。

(2) 多自然川づくり

〔河川課〕

自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な生息環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。



多自然河川（加納川）

【多自然川づくりの実施概要】

五六川（準用河川）一児ノ口公園一

- 久保町地内、延長 217m、1994～1995 年度、市施工
- 公園と中を流れる五六川との一体整備に当たり、都心におけるビオトープとなる空間を整備
- 暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現

矢作川（一級河川）

- 平戸橋下流、延長 800m、1991～1992 年度、県施工
- 巨石による水制工（9 基）により河岸を保護し、流れに変化を持たせ多様な生物生息空間を創出
- 玉石による低水護岸…河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用
- 高橋下流～久澄橋下流、2018 年度～2020 年度、市施工
- 巨石による水制工 1 基、河床安定工 6 基、河床造成により、瀬と淵を再生し、多様な生物生息空間を整備
- 巨石による石組にて、リブ・グローイン河岸を整備し、親水空間を確保

加納川（普通河川）

- 加納町地内、1991 年度、市施工
- 洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事、法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用
- 流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成

太田川（準用河川）

- 大内町地内、延長 713m、1993 年度～1999 年度、市施工
- 落差工は多段式魚道、水際は水生昆虫のため植栽護岸
- 多様な生物の生息空間のため静水域を確保

広沢川（準用河川）

- 猿投町地内、延長 1270m、2003 年度～2017 年度、市施工
- 自然石や環境ブロックの使用による多様な生態系空間や景観の保全・回復
- 緩傾斜床止工による上下流の連続性確保
- 緩傾斜護岸による親水機能確保

(3) 矢作川学校

〔矢作川研究所〕

豊田市矢作川研究所内に事務局を置く矢作川学校は、環境教育の一環として、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成するために、小中学校の総合学習、交流館等が主催する自然観察会への講師派遣、学生が研究発表するミニシンポジウムの開催を行っています。

【2024年度開催実績】

開催数：15回　述べ参加者数：636人　述べ講師数：17人



水生生物観察会

自然共生社会に関する法令・規則・制度

1 森林区域の保全

〔森林課〕

森林法に基づいて、保安林※1 や地域森林計画※2 対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進したりして、乱開発の規制を行っています。

※1 保安林：森林の公益的機能を發揮するために、立木の伐採や土地の形質の変更等の規制を課した森林のこと。

※2 地域森林計画：全国森林計画に則して、都道府県知事が立てる民有林を対象とした計画。森林の整備及び保全を内容とした10年間の計画。

(1) 自然公園の保護（自然公園法）

〔開発調整課〕

自然公園に基づく自然公園区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

【市内の愛知高原国定公園（1970年12月28日指定）】

特別地域…風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定

工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制

市域では 13,507ha

第1種特別地域 (43ha) ……猿投山頂（猿投山）

第2種特別地域 (2,389ha) ……猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（上高町ほか）、高橋地区（矢並町）、保見地区（広幡町）、松平地区（坂上町）、足助地区（足助町ほか）、下山地区（羽布町）、旭地区（牛地町ほか）

第3種特別地域 (11,075ha) ……猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（石野町ほか）、高橋地区（矢並町ほか）、松平地区（岩倉町ほか）、藤岡地区（折平町ほか）、足助地区（足助町ほか）、小原地区（日面町ほか）、下山地区（羽布町ほか）、旭地区（牛地町ほか）、稻武地区（黒田町ほか）

普通地域…公園区域のうち特別地域に指定されない区域

一定規模以上の工作物の設置、土地の改変などの届出が必要

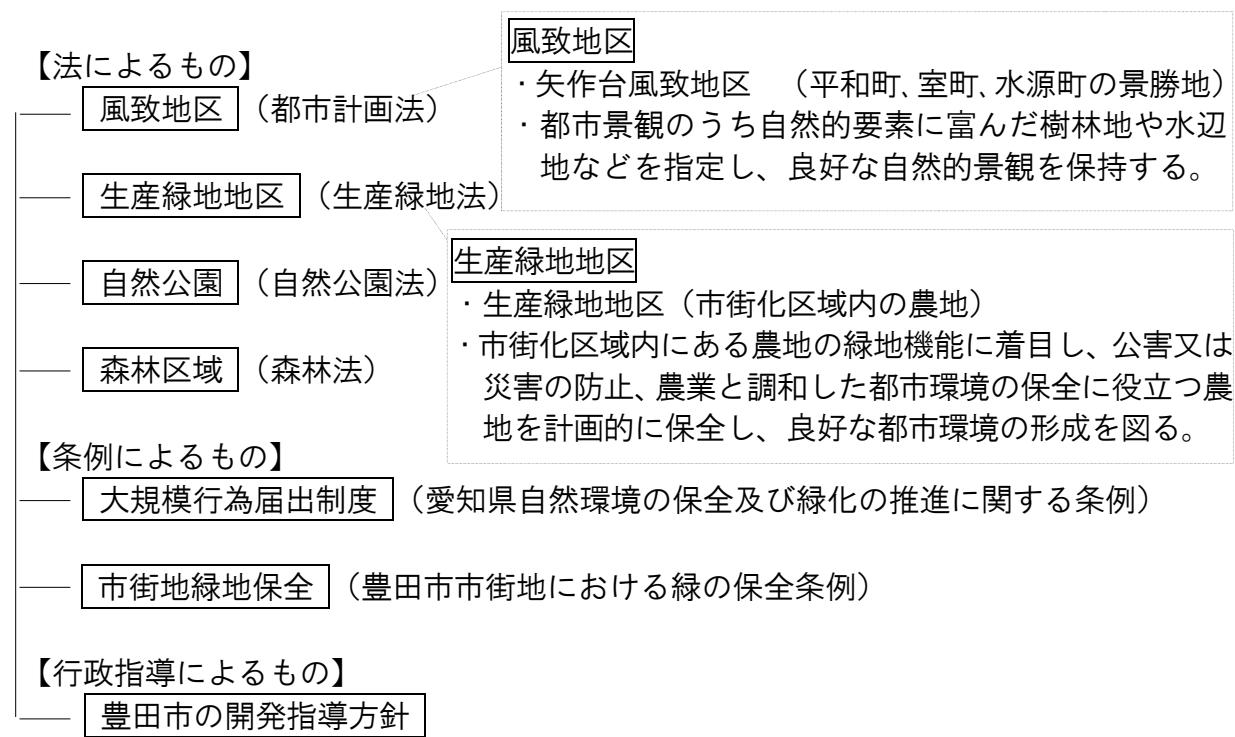
市域では、東海自然歩道周辺など 444ha

2 緑地保全

〔都市計画課、公園緑地課、企画課〕

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づき緑地保全を行っています。

緑地保全に関する主な制度（豊田市関係分）と体系



※上記の法令等については、本市関係分のみ

(1) 市街地における緑の保全

〔公園緑地課〕

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

【市街地緑地保全制度の概要】

I 指定緑地の指定

市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届が必要

II 保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる。

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続と買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり

III 保全緑地認定の更新

保全緑地の認定は5年ごとに更新することができる。

(2) 民有地の緑化促進

〔公園緑地課〕

【民間施設への環境技術、施設緑化の導入促進制度の創設／屋上・壁面緑化支援事業】

都心中心部の緑化を合理的かつ効果的に向上させるため、一定規模以上の建築物の新築や増築をする際に、敷地面積の一定割合の緑化を義務化する「緑化地域」を導入しています。あわせて、緑化助成制度により緑化義務の負担を軽減し、緑化を推進しています。

3 水道水源保全（水道水源かん養林）

〔(上下水) 総務課〕

本市は、「水道水源保全基金」を、豊田市水道事業審議会の答申により1994年に創設し、水道料金のうち使用水量 1m³ (t) 当たり 1 円を「水道水源保全基金」として積み立てています。この基金を活用して、矢作ダム上流域の水道の水源となる森林を保全する「水源の森事業」と水道原水取水口より上流の家庭が、高度処理型合併処理浄化槽へ切り替える場合に上乗せ補助を行う「水質保全対策事業」を実施しています。また、2015年度から、産業部と連携して新たに「水道水源林間伐事業」「水道水源林モニタリング事業」「水道水源林確保事業」をスタートしています。全5事業を展開し、水道水源の積極的かつ恒久的な保全に取り組んでいます。

4 開発に関する審査・調査・指導

〔開発調整課、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課〕

本市では、事業者などが周辺環境に影響を与える土地利用などを行う場合に、関係法令に基づく指導や、次に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策、騒音苦情対策を中心とし、各種の環境保全についての啓発、個別法令及び個々の指導基準に適合した事業となるように指導を行っています。

【開発行為に関する事前協議（2種類）】

豊田市土地利用対策会議（窓口：都市計画課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化区域外における 1ha を超える土地の改変などを行う開発行為について事前協議を実施するほか、土地利用に関する施策上重要な案件についても協議を実施

開発事業事前協議会（窓口：開発調整課）

「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」に基づき、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講すべき措置その他必要な事項を定めることにより、適切な開発事業の確保を図り、もって良好な住環境の保全及び安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とし、対象に応じて協議会を実施

【「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」第6条に定める対象行為】

1. 都市計画法の許可が必要な開発行為で、道路、公園等の公共施設の整備を伴うもの又は位置指定道路の築造であって、事業区域の面積が500m²以上のもの（例：開発道路を入れる宅地分譲など）
2. 第1種特定工作物の建設及び廃棄物処理施設の設置
3. 市街化区域以外における土地の区画形質の変更で、面積が1haを超えるもの
4. 都市計画法の許可が必要な開発行為のうち、事業区域の面積が500m²以上のもの
※自己用住宅は、この条例の対象外です。（例：開発許可を要する店舗や工場）
5. 建築物の高さが15mを超える、かつ、延べ面積が2,000m²以上の建築物の建築
6. 長屋又は共同住宅であって、戸数が25戸以上であるものの建築
7. 病院、ホテル等不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物の建築
8. 土地の区画形質の変更で、事業区域の面積が1,000m²以上のもの（例：土砂等の採取行為、農地や山林を資材置場や駐車場にする事業、山林を伐採し太陽光発電施設を設置する事業）

（4～8については、協議を省略できる場合があります。）

5 都市部と山村部との交流

（1）山村地域等定住応援補助金

〔総合山村室〕

豊田市の山村地域等に地域活動への参加を前提に定住するための住宅を取得した場合に、住宅取得に要する費用の一部を補助します。

山村地域等定住応援補助実績

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
補助件数 (件)	55	64	87	77	57	65
補助合計額 (千円)	46,510	58,450	68,970	61,140	46,640	54,755
年度	2021	2022	2023	2024	累計	
補助件数 (件)	68	65	76	82	696	
補助合計額 (千円)	58,010	55,510	67,370	71,880	589,235	

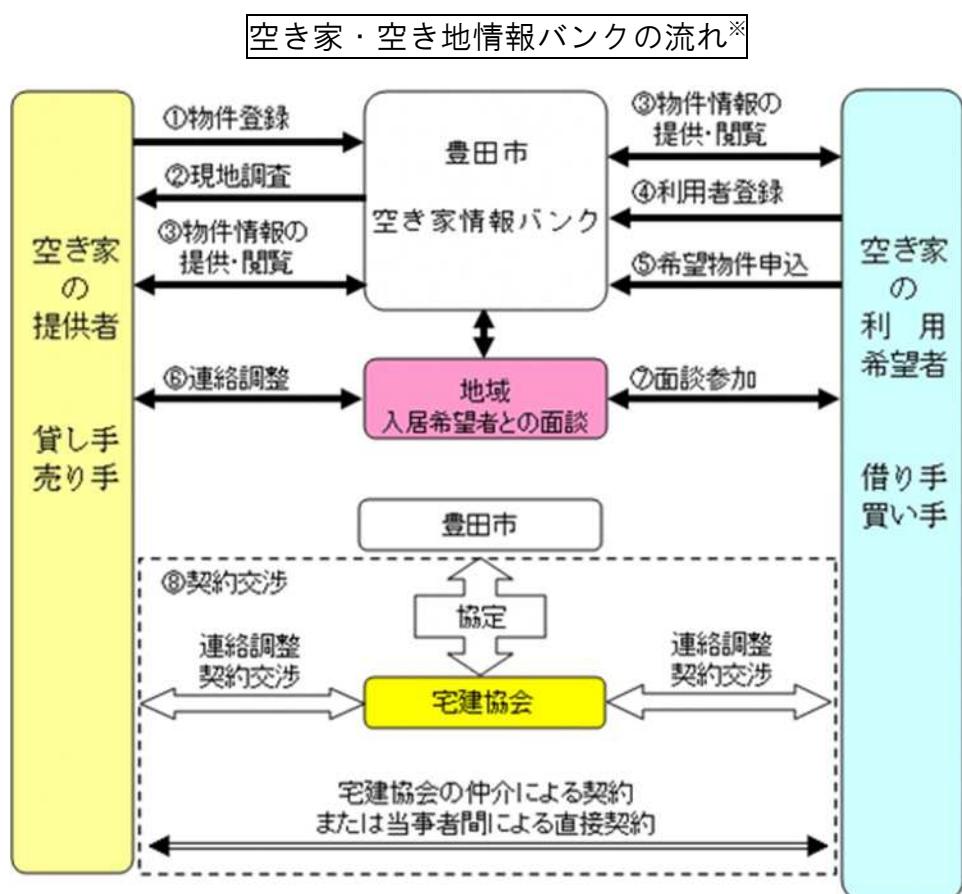
(2) 空き家・空き地情報バンク

〔総合山村室〕

豊田市の山村地域等（旭・足助・稻武・小原・下山地区の全域及び石野・猿投台・高橋・藤岡・松平地区の一部）に存在する空き家・空き地物件について、賃貸もしくは売却を希望する物件所有者と、田舎暮らしを目指す移住希望者が出会えるよう、市が物件の情報提供と入居者の募集をするしくみです。空き家・空き地を地域資源として有効活用し、地域活性化を図ることを目的としています。

2010 年度から 2024 年度までで、355 世帯 804 人(空き家 351 世帯 794 人・空き地 4 世帯 10 人)の方が移住しています。

なお、空き地情報バンクは、豊田市の山村地域（旭・足助・稻武・小原・下山地区）に所在する物件の売却のみを対象としています。



6 環境保全型農業の推進

(1) 多面的機能支払交付金事業

〔農地整備課〕

農地・農業用施設など多面的機能を持つ地域資源が、高齢化・混住化などにより適切な保全管理が困難となってきた現状や環境意識の高まる中、地域住民の参画の下、農地・農業用施設の草刈や景観植物の植栽・生きもの調査など農村環境の保全に向けた取組を、活動組織の創意工夫により積極的に行ってています。



景観植物の植栽



水路の生きもの調査

(2) 中山間地域等直接支払交付金事業

〔農業振興課〕

2000 年度から農産物の生産、環境保全、災害防止等の多面的機能を有する中山間地域の農地を維持する取組として、集落等を単位に、農地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う農業者などに対して支援を行っています。

(3) 環境保全型農業直接支援対策事業

〔農業振興課〕

2011 年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組として、農業者等が行う、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組や有機農業に対して支援を行っています。

自然共生社会に関する自然の現状

1 森林資源の現況

〔森林課〕

工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林都市としての側面も併せ持っています。市内の森林面積のうち、約4割が天然林、約6割が人工林となっています。

スギ・ヒノキを中心とする人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものです。現在、これらの人工林は木材資源として活用することが可能な林齢となっているため、一部では皆伐が実施されるようになってきています。また、手入れ不足の人工林では、森林が災害を引き起こすことが懸念されており、人工林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を回復することが求められています。

森林資源の現況—保有形態別面積（2024年度末現在）

保有形態	総面積		立木地 [ha]			その他 (竹林) (無立木地) [ha]	人工林率 [%] (B/A)
	面積[ha] (A)	比率[%]	計	人工林 (B)	天然林		
総 数	62,159						
国 有 林	1,236	1.99					
地域森林計画 対象民有林	60,893	97.96	58,800	35,018	23,782	2,092	57.51
公 有 林	8,708	14.01					
県有林	2,429	3.91					
分収造林	1,478	2.38					
市有林	2,095	3.37					
財産区有林	2,705	4.35					
一部事務組合有林	-	-					
私 有 林	52,184	83.95					
地域森林計画の 対象外の区域	30	0.05					

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

地域森林計画対象民有林内の人工林の齢級別面積（2024年度末現在）（単位：ha）

齢級別区分	総数（林齢）							
		1~4齢級（~20年生）	5~6齢級（21~30）	7~8齢級（31~40）	9~10齢級（41~50）	11~12齢級（51~60）	13~14齢級（61~70）	15齢級以上（71年生~）
人工林	35,018	160	675	1,856	3,599	7,721	9,538	11,467
主要樹種別の面積率 … スギ 32.1%、ヒノキ 54.8%、マツ類 12.5%								

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

2 湿地

〔環境政策課〕

市内には、貴重な湿地性植物群（東海丘陵要素植物）が自生する小規模な湧水湿地が多数点在しています。これらの湧水湿地の代表的なものとして、矢並湿地（矢並町）、上高湿地（上高町）、恩真寺湿地（山中町）の3つの湿地が、2012年7月に「東海丘陵湧水湿地群」としてラムサール条約に登録されました。これらの3つの湿地には、環境省のレッドリストに掲載されているミカワシオガマ、シラタマホシクサ、シデコブシなどの希少な植物や、ヒメタイコウチ、ホトケドジョウなどの希少動物が生息しています。



ミカワシオガマ



シラタマホシクサ



シデコブシ



ホトケドジョウ

3 生物の生息状況

〔環境政策課〕

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため、2001年度から3年間かけて豊田市自然環境基礎調査を実施しました。2005年4月に合併した地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稻武地区）については、2007年度から調査を実施しました。

現在は、豊田市自然観察の森及びその周辺エリアと、ラムサール条約湿地（矢並湿地、上高湿地、恩真寺湿地）において、動植物の生息状況の変化を把握するためのモニタリング調査を実施しています。

これらの調査で確認された生物種の一覧は、オープンデータとして市ホームページ上で公開しています。

4 希少な動植物の生息状況と保護

〔環境政策課〕

本市では、絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるための調査を実施してきました。2023年度に実施した過去の調査結果のとりまとめでは、「環境省レッドリスト 2020（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」掲載種が373種、「レッドデータブックあいち 2020」掲載種が517種確認されています。

また、特に希少な一部の種については、以下のとおり保護を実施しています。

(1) ウシモツゴ

本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、ウシモツゴが生息するため池の管理と巡視を行い、生息環境の保護を図っています。



ウシモツゴ

(2) カワバタモロコ

本市では、カワバタモロコを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、カワバタモロコが生息するため池の管理と巡視を行い、生息環境の保護を図っています。

5 外来生物対策

〔環境政策課〕

本市では、21種の特定外来生物が確認されおり、市内一斉環境美化活動におけるオオキンケイギク駆除の取組などにより、外来生物を防除するとともに、地域固有の生態系を保全するという市民意識の向上を図っています。

市内で確認されている特定外来生物

2025年3月31日現在

分類群	種名
哺乳類	ヌートリア、アライグマ
ハ虫類	カミツキガメ、アカミミガメ
両生類	ウシガエル
鳥類	ソウシチョウ、ガビチョウ
魚類	オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、カダヤシ
甲殻類	アメリカザリガニ
昆虫類	アカボシゴマダラ、ツヤハダゴマダラカミキリ
クモ類	セアカゴケグモ
貝類	カワヒバリガイ
植物	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ

循環型社会に関する施設

1 環境学習施設 eco-T (エコット)

〔環境政策課〕

身近な環境問題や日常生活における環境にやさしい行動について学ぶことのできる生活系環境学習の拠点として、2007年6月1日に渡刈クリーンセンター内に開設されました。施設には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネルギー・代替エネルギー設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材なども活用しています。

「私たちがつくる私たちの学習施設」をテーマとしており、市民ボランティアであるインタープリターが運営を企画し、環境学習プログラムを実施しています。



エコットの外観

【環境学習施設 eco-T(エコット) 施設概要】

開館時間	午前9時～午後5時
休館日	毎週月曜日（休日の場合は翌日）、12月28日～1月4日、5月3日～5日
住所	〒470-1202 豊田市渡刈町大明神39-3 渡刈クリーンセンター内
電話等	TEL:26-8058 FAX:26-8068

2 リサイクルステーション

〔循環型社会推進課〕

大型店舗の駐車場等に常設ステーションを22か所設置し、古紙、古布、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん等を回収しています。2013年7月からは渡刈町リサイクルステーションで、2022年11月からは藤岡プラント（事業系古紙専用ステーション）で事業系古紙類も回収しています。

○リサイクルステーション設置場所

- 1 若林東町(スーパー やまのぶ若林店 駐車場)
- 2 広路町(イオンスタイル豊田 西駐車場)
- 3 宝来町(東山体育センター 駐車場)
- 4 畠部西町(メグリアうねべ店 駐車場)
- 5 西中山町(メグリア藤岡店 敷地内)
- 6 渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下)
- 7 大沼町(下山トレーニングセンター 南側)
- 8 東保見町(愛環保見駅東 高架下)
- 9 藤岡飯野町(ふじのさと 南側)
- 10 上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下)
- 11 前田町(フィール・フードメッセトヨタ店 東駐車場)
- 12 高町(豊田市運動公園陸上競技場 北東)
- 13 土橋町(MEGA ドン・キホーテ UNY 豊田元町店 西側駐車場)
- 14 小原町(小原支所 駐車場)
- 15 高丘新町(高岡公園 駐車場)
- 16 稲武町(稲武交流館 駐車場)
- 17 下切町(旭総合体育館 駐車場)
- 18 大林町(末野原中学校 北側)
- 19 御幸本町(メグリア本店 東側)
- 20 岩倉町(岩倉小学校 南側)
- 21 貝津町(浄水北小学校 北西)
- 22 四郷町(愛環四郷駅 南側)



リサイクルステーション

2025年4月1日現在

3 ごみ処理施設（一般廃棄物の処理施設）

〔清掃施設課〕

【豊田市施設】

渡刈クリーンセンター〔焼却施設〕

所在地：豊田市渡刈町大明神 39-3

処理方式：全連続燃焼方式

（流動床式熱分解ガス化溶融方式）

能 力：405 t / 日 (135t/日 × 3 炉)

緑のリサイクルセンター〔堆肥化施設〕

所在地：豊田市枝下町下笹沢 197

処理方式：破碎 + 発酵 + 袋詰め

処理能力：破碎 22.5 t / 日

発酵・熟成 27.0 t / 日

藤岡プラント〔焼却施設〕

所在地：豊田市下川口町奥山 516-4

処理方式：全連続燃焼方式

（ストーカ方式）

能 力：90 t / 日

砂川衛生プラント

〔し尿・汚泥処理施設〕

所在地：みよし市三好丘旭 4-19-15

処理方法：標準脱窒素処理方式

+ 高度処理方式

処理能力：200kℓ/日

グリーン・クリーンふじの丘

〔埋立処分施設〕

所在地：豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 1161-89

敷地面積：52ha 埋立容量：148,000m³

逢妻衛生プラント〔し尿・汚泥処理施設〕

所在地：豊田市前林町前越 1

処理方法：活性汚泥法処理方式
標準脱窒素処理方式 } + 高度処理方式

処理能力：350kℓ/日

プラスチック製容器包装資源化施設〔資源化施設〕

所在地：豊田市渡刈町大明神 39-3

処理方式：破袋 + 手選別 + 圧縮減容梱包

処理能力：10 t / 5 h

循環型社会に関する廃棄物の回収状況・資源の活用方法

1 分別収集の実施

〔清掃業務課〕

家庭から排出されるごみと資源は、平成9年度に6分別8種類、平成23年度からは7分別10種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。

ステーションの数（2025年3月末現在）

資源ステーション		1,706か所
分別ごみステーション	燃やすごみ用	5,828か所
	金属ごみ・埋めるごみ用	5,722か所

資源・ごみの分別

分 別		収 集	出し方など				
資源	プラスチック製容器包装	週1回	指定ごみ袋 (黒文字)	分別ごみステーション			
	ガラスびん	月1回 (資源の日)	資源ステーション	資源ステーション			
	飲 料 缶						
	ペットボトル						
有害ごみ							
危険ごみ							
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋 (緑文字)	分別ごみステーション			
金属ごみ		月1回	指定ごみ袋 (青文字)				
埋めるごみ		月1回	指定ごみ袋 (赤文字)				
粗大ごみ		申込制	戸別有料収集				

2 再生利用（リサイクル）の状況

（1）リサイクルステーション

〔循環型社会推進課〕

リサイクルステーション回収実績（2024年度）

古紙※	古布	飲料缶	ペットボトル
5,445t	407t	347t	770t
ガラスびん	プラスチック製容器包装	廃食用油	合計
1,257t	456t	16t	8,698t

※事業系古紙(67t)は含まない。

(2) ごみ減量に向けた資源化の推進

〔循環型社会推進課〕

① 資源の日及びプラスチック製容器包装の分別収集

「資源の日」、「プラスチック製容器包装」の収集日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集しています。

資源の日・プラスチック製容器包装 分別収集実績 (2024年度)

ガラスびん	飲料缶	ペットボトル	プラスチック製容器包装
782t	114t	269t	1,401t

② 金属ごみ等リサイクル事業

民間処理施設において金属ごみ、不燃性粗大ごみ、危険ごみ等から金属を回収し、リサイクルを推進しています。また、金属ごみからは小型家電等を抜き取り、レアメタルを回収できる業者に売却しています。さらに、小型家電については、2014年11月から、環境省が認定した事業者が宅配便を活用した回収を始め、市は回収量の報告を受けています。

(3) 溶融スラグの資源化の促進

〔清掃施設課〕

溶融スラグとは、一般廃棄物を1,200度以上の高温で溶かし、冷却水槽で急冷・固化することでできる物質です。廃棄物の溶融固化については、廃棄物の減容化に有効であるとともに、溶融スラグを路盤材やコンクリート用骨材などの建設資材として資源化し、利用することで、最終処分場の延命化にも有効的です。渡刈クリーンセンターで製造される溶融スラグは、市内の公共工事等で有効利用しています。



溶融スラグストックヤード

溶融スラグ有効利用量 (2024年度)

一般廃棄物 処理量	溶融スラグ 製造量	溶融スラグ 有効利用量
84,242t	2,644t	2,352t



溶融スラグ

3 産業廃棄物の適正な処理

〔廃棄物対策課〕

(1) 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

本市の許可を有する産業廃棄物処理業者数は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業者数（各年度末現在）

種類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合計		
	年度	2022	2023	2024	2022	2023	2024	2022	2023
収集運搬業	54	54	52	6	6	6	60	60	58
処分業	65	63	63	4	3	3	69	66	66
合計	119	117	115	10	9	9	129	126	124

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

産業廃棄物中間処理施設設置状況（法律で定めるものに限る。：各年度末現在）

施設の種類	処分業施設数			自社処理施設数			合計		
	年 度	2022	2023	2024	2022	2023	2024	2022	2023
汚泥の脱水	3	3	3	24	24	23	27	27	26
汚泥の焼却	1	1	2	1	1	1	2	2	3
汚泥の乾燥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の油水分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却	1	1	2	1	1	1	2	2	3
廃酸・廃アルカリの 中和	0	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチック類の 破碎	6	6	6	1	1	1	7	7	7
廃プラスチックの 焼却	2	2	3	1	1	1	3	3	4
木くず又はがれき類の 破碎	40	39	41	4	5	4	44	44	45
コンクリート固型化	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物の焼却 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	1	1	2	1	1	1	2	2	3
PCB 廃棄物の分解	1	1	1	0	0	0	1	1	1
PCB 廃棄物の洗浄 又は分離	2	2	1	0	0	0	2	2	1
計	57	56	61	34	35	33	91	91	94

産業廃棄物最終処分場設置状況（各年度末現在）※1

施設の種類	処分業の施設数			自社処理等の施設数			合計		
	年 度	2022	2023	2024	2022	2023	2024	2022	2023
遮断型※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型※3	3	3	3	0	0	0	3	3	3
管理型※4	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	4	4	4	0	0	0	4	4	4

※1 既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

※2 遮断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水と遮断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さいなどを埋立処分できる処分場

※3 安定型最終処分場：性状が安定し、腐敗したり有害物質が溶け出したりすることができる産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

※4 管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染するおそれのある産業廃棄物でも埋め立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

(2) 「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出

「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき、各種届出等を受け付けました。

条例に基づく届出件数（2024 年度）

届出の種類	件数
市外産業廃棄物搬入	7,121
特定産業廃棄物保管	1
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	19
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	0
小規模処理施設設置	0
説明会開催	0
計画内容周知	1
廃棄物処理施設設置事業計画書・環境保全対策書	0

(3) PCB 特別措置法による届出

PCB 特別措置法に基づき、市内の事業場から、PCB を含む廃棄物の保管状況、PCB 使用製品の使用状況の届出を受け付けました。

市内の PCB 廃棄物等の保管、使用状況（各年度末現在）

年度	2021	2022	2023
PCB 廃棄物保管事業場数	50	33	37
PCB 使用製品使用事業場数	30	27	29

※ 2024 年度に受理した届出書により集計

(4) 苦情相談への対応

市民・企業等から寄せられた産業廃棄物に関する苦情の対応を行いました。苦情の主な内容は、廃棄物の野焼き、不法投棄等です。

産業廃棄物に関する苦情対応件数（各年度末現在）

年度	2022	2023	2024
件数	160	179	161

4 不法投棄物の回収・処理

〔清掃業務課〕

不法投棄パトロール員による市内パトロールや、市民（不法投棄パトロール隊、自治区など）や不法投棄対策連絡会からの不法投棄物の通報に対し、不法投棄物の回収及び処理を実施しています。

処理実績（2025 年 3 月末現在）

処理	
件数	処理量
1,114 件	49.6 t

主な回収物

テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	バッテリー	自転車	パソコン
65 台	4 台	27 台	11 台	327 本	13 台	7 台	13 台

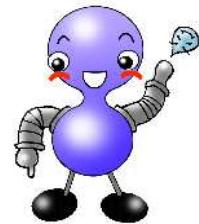
安全安心社会に関する制度・協定

1 生活排水対策の推進

(1) 下水道整備

〔下水道建設課〕

川や海の汚れのおおよそ半分は、生活排水によるものです。下水道の整備によって、家庭や事業所などから排水路や河川へ排出されていた汚水が減り、豊田市内を流れる中小河川の水質も徐々に改善されています。下水道整備による効果は生活環境及び自然環境に現れており、今後も下水道への接続促進を図っていきます。



市下水道イメージキャラクター
「ミカホ」ちゃん

【下水道普及率と主な河川における水質の経年変化】



(参考) BOD[※]との関わり

BOD	生物 アユ自然繁殖	生活
2		
3	アユ成育	水泳 (適)
5	小魚等の成育	水泳 (可)
6		水遊び (適)
8	コイ成育	水遊び (可)
10		ボート (可)

※BOD : Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量で、数値が高いほど汚れていることになります。

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業・浄化槽維持管理促進事業

〔下水道施設課〕

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、1988年度から合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

また、2006年度から浄化槽の適正維持管理を推進するため、自治区等の参加を得て、浄化槽維持管理促進事業を実施しています。この制度は、自治区等自らが、各

戸の浄化槽の設置及び維持管理状況の調査、浄化槽の維持管理に関する研修会の実施、単独処理浄化槽又はくみ取便所の設置者に対する合併処理浄化槽への転換啓発、浄化槽の自主検査を行う「集団見守り型」の考えに基づき、浄化槽の適正維持管理を促進しようとするものです。

あらかじめ適正維持管理される浄化槽基数の目標を定め、その達成状況に応じ報償費を支払っています。

2 事業者との協定

〔環境保全課〕

本市は、1973年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制を進めてきました。2008年度から、事業者と共に持続可能な社会の構築を目指して、新たに環境に配慮した自主的取組の推進を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」の締結を進めています。

事業者との公害防止協定の概要と環境の保全を推進する協定の主な追加内容

【公害防止協定の主な内容】

- ・協定値：公害関係諸法令より厳しい規制値
- ・事前協議制：一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- ・測定及び報告義務：大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- ・その他の事項：事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- ・事業者は、温室効果ガス及び化学物質の排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、その推進と情報提供に努める。
- ・市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- ・事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努め、周辺住民との定期的な情報交換の機会を設けるよう努める。
- ・市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

3 不良な生活環境の解消

〔環境保全課〕

本市は、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等の不良な生活環境上の問題を解消し、市民が安心して暮らすことができる安全で快適な生活環境を確保することを目的として、「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」を2016年4月1日に施行しました。

条例の施行から2024年度末までに対応した528件のうち、自治区や関係機関との連携によって469件(89%)が解決しました。対応中の59件は、解決に向けた

取組（福祉的な支援や声掛けなど）を関係機関と連携して行っています。

	件 数	対応中	解 決
対 応 件 数	528	59	469
内 訳	物の堆積等	137	20
	動物の多数飼育	17	7
	樹木の繁茂	236	26
	雑草の繁茂	169	14
	その他（苦情等）	72	3
			69

※ 複数事由の相談があるため、内訳の合計は相談件数と合わない場合があります。

安全安心社会に関する監視・調査の概要

1 環境の常時監視

〔環境保全課〕

(1) 大気汚染の監視・調査の実施

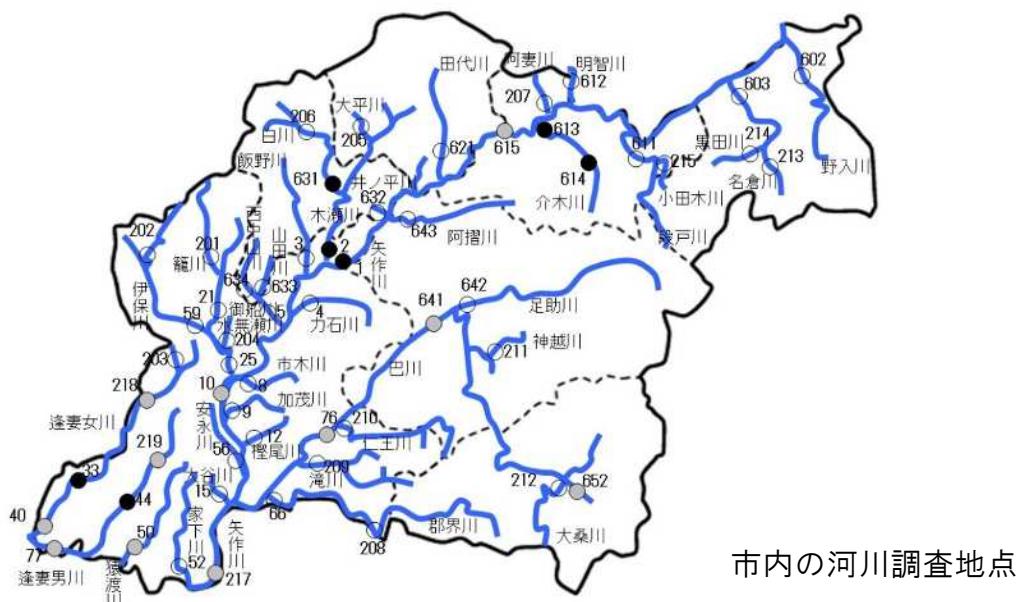
大気汚染防止法に基づき、市内5か所の大気測定局で、二酸化硫黄等の大気汚染状況の常時監視、ベンゼン等の有害大気汚染物質等のモニタリング調査、微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析調査を実施しています(測定局で異なる)。調査結果を、定められた環境基準値や指針値等と比較し、市域の大気汚染状況の把握に努めています。



(2) 水質汚濁の監視・調査の実施

①河川水質調查

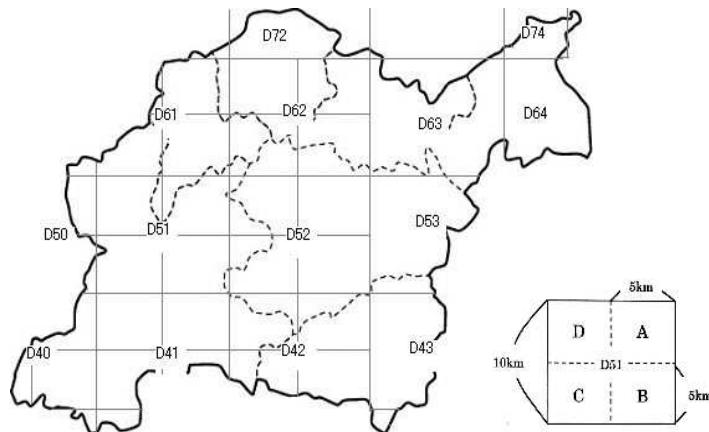
水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、43河川56地点で水質調査を実施しています。カドミウム等の健康項目26項目や生物化学的酸素要求量(BOD)等の生活環境項目等の調査を行い、定められた環境基準値等と比較し、河川の水質状況の把握に努めています。



②地下水質調査

水質汚濁防止法に基づき、市内の全体的な地下水質の概況を把握するため、市内を 5km メッシュに区切り調査（概況調査）を 11 井戸で行っています。

また、過去の概況調査や事業者からの報告等で判明した地下水汚染地域を継続的に監視する調査（定期モニタリング調査）を行っています。



(3) 騒音・振動に関する調査の実施

①自動車騒音・道路交通振動調査

騒音規制法及び振動規制法に基づき、市内の交通量の多い幹線道路周辺の自動車騒音や道路交通振動の状況、要請限度※の適合状況を把握する調査を実施しています。

※自動車騒音や道路交通振動について、道路周辺の生活環境が著しく損なわれる認めるとき、市町村長が都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく交通規制等の措置を講ずるよう要請できる一定の限度のことをいいます。

②環境騒音調査

騒音規制法に基づき、市内の道路に面する地域以外の地域について、一定の地域ごとに選定した代表地点 13 地点で調査を実施しています。

(4) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるため、ダイオキシン類対策特別措置法が 2000 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

このダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類を把握するため、大気 1 地点、河川（水質・底質）3 地点、地下水質 3 地点及び土壤 3 地点で常時監視調査を実施しています。

2 化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

(1) PRTR 制度

〔環境保全課〕

PRTR 制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを把握するための仕組みです。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象の 24 業種の事業者が、対象化学物質 515 物質について、2023 年度分の排出量や移動量を把握し届出しています。

届出された届出情報を基に、市域における化学物質の排出量等を把握し、物質別や業種別等集計し公表しています。事業所ごとの届出情報は、国に集約され、国のホームページ上で公表されています。

(2) 豊田 PCB 廃棄物処理事業の安全監視

〔廃棄物対策課〕

国は、2001 年 6 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理特別措置法を制定し、1972 年に PCB ※の製造や新たな使用が禁止されて以来、約 30 年間保管の続いている PCB 廃棄物を、2016 年までに処理をする計画をつくりました。これにより、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称 JESCO）が PCB 廃棄物処理施設を設置し、処理事業を行うことになりました。PCB 廃棄物処理施設は、全国に 5 施設が設置されており、そのうちの 1 施設「豊田 PCB 処理事業所」が豊田市にあります。東海 4 県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）を処理対象とした処理施設で、2005 年 9 月に事業が開始されました。国は当初予定していた 2016 年までの処理完了が困難であることから、2014 年 6 月に計画を変更し、処理期限を 2025 年度まで延長するとともに、全国 5 つの処理施設の相互活用をすることで処理促進を図ることとしました。この計画変更により、豊田 PCB 処理事業所では新たに大阪事業エリアの PP コンデンサーを処理することになり、豊田事業エリアの車載トランスや特殊コンデンサー、安定器等を他の事業所で処理することとなりました。また 2021 年 9 月には国より豊田市に対し、豊田 PCB 処理事業所について、計画的処理完了期限（2022 年度末）後の大型コンデンサー等の新規発見に備えて、事業終了準備期間（2025 年度末まで）のうち、2023 年度末まで処理を継続すること、処理対象物について、新たに北九州事業地域において計画的処理完了期限（2018 年度末）後に新規発見されたコンデンサー等の一部も加えること等の要請があり、2022 年 3 月に受諾する旨の回答を行いました。これにより国は 2022 年度に再度計画変更を行いました。この計画変更に基づき 2023 年度をもって、豊田 PCB 処理事業所での高濃度 PCB 処理事業を終了しました。2024 年度は、処理事業終了後の対応として、施設の解体・撤去作業及び運転廃棄物の処理に係る状況等について、適切な監視を実施しました。

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略称。絶縁性（電気を通しにくい）、不燃性（燃えにくい）などの特性を有することから、変圧器、コンデンサーといった電気機器を始め幅広い用途に使用されたが、1968 年にカネミ油症事件において、その毒性が問題となり、1972 年に PCB の製造は禁止された。

豊田事業所概要

事業主体	中間貯蔵・環境安全事業(株) (国100%出資の特殊会社)
施設立地場所	細谷町3丁目1番地1
処理対象	東海4県のPCB廃棄物(高圧変圧器、高圧コンデンサー等)、大阪エリアのPCB廃棄物(PPコンデンサー)
処理方式・能力	1.6t/日(PCB分解量)
事業の期間	2005年9月から2025年度末
処理の方法	脱塩素化分解法

①豊田市PCB処理安全監視委員会

PCB廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市PCB処理安全監視委員会」を2003年10月に設置し、市民参加の監視を推進しています。その委員会の委員として、周辺自治区代表者、周辺企業代表、市民代表、学識経験者15名が参加しています。

②中間貯蔵・環境安全事業(株)との協定

市とJESCOとの間で、2004年4月に「豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結しました。この協定には、豊田PCB廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、安全を確保するための具体的な実務や手順が定められています。また、高濃度PCB廃棄物の処理が終了したため不必要となった「豊田市PCB適正処理ガイドライン」を廃止したことに伴い、協定に変更が必要となる事項について、2025年4月に覚書を締結しました。

豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定等の概要

- ・処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ、地下に浸透させないこと。
- ・事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
- ・運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市に報告すること。
- ・処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
- ・環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
- ・事故等により有害物質が外部に排出された場合、JESCOは処理施設の停止を含めた措置等を講ずるとともに、市へ報告すること。
- ・建屋のPCB除去分別を終えるまでの間、処理施設全体の設備保全計画を策定し、設備の保全を行うこと。
- ・作業従事者の安全を確保するため、換気設備、警報設備等の設備及び作業服、

- マスク等の装備の適切な使用により暴露防止に努めること。
- ・地元住民とのリスクコミュニケーションが推進するよう、定期的に地域協議会を開催すること。

③PCB 環境調査

豊田 PCB 廃棄物処理施設に関して、処理施設稼働に伴う環境への影響を把握するため、2002 年度から大気、水質、底質を、2004 年度からは土壌も追加して PCB 環境調査を実施しています。2023 年度に高濃度 PCB 廃棄物の処理終了後も、施設の解体作業や運転廃棄物の処理が環境に与える影響について、確認するため引き続き調査を行っています。2024 年度の調査では、全ての調査地点で、2002 年から実施している環境省全国調査の検出濃度範囲内でした。

市民の環境行動力の向上と共働の分野に関する支援制度

1 とよた SDGs ポイントを活用した行動転換の促進

〔環境政策課〕

豊田市では市独自のポイントとして、2009 年度から「とよたエコポイント制度」を開始し、2019 年度に名称を「とよたエコポイント」から「とよた SDGs ポイント」へ変更しました。市の事業や加盟店で SDGs につながる行動をするとポイントが発行され、貯めたポイントは加盟店で使うことができる仕組みになっています。

2020 年 12 月からは、モバイルアプリケーションを活用したポイント発行・利用システムを導入し、SDGs につながる行動に取り組む地元店舗等がポイント取扱加盟店となって、市民と直接ポイントのやり取りができるようになりました。

【ポイント発行・利用実績】

区分	単位	2020※	2021	2022	2023	2024
発行 (民間)	件	1,262	5,154	6,330	6,682	4,787
	ポイント	268,746	278,486	309,933	395,082	227,794
発行 (市)	件	3,953	5,423	6,275	5,339	2,088
	ポイント	1,325,750	1,188,190	816,400	1,036,300	894,490
発行 (計)	件	5,215	10,577	12,605	12,021	6,875
	ポイント	1,594,496	1,466,676	1,126,333	1,431,382	1,122,284
利用先 (民間)	件	60	705	869	1,022	777
	ポイント	150,070	1,153,458	1,506,899	2,452,162	1,659,288
利用先 (市)	件	569	652	68	50	61
	ポイント	108,510	573,190	26,800	26,000	33,200
利用先 (計)	件	629	1,357	937	1,072	838
	ポイント	258,580	1,726,648	1,533,699	2,478,162	1,692,488

※2020 年度はシステム変更後の 12 月～3 月の実績



【店舗数】※各年度末時点

	2020	2021	2022	2023	2024
店舗数	40	78	93	104	101

【会員数】※各年度末時点

	2020	2021	2022	2023	2024
総会員数	27,767	29,399	30,216	30,743	30,954
アプリ	3,066	4,061	4,826	5,318	5,513
カード	24,701	25,338	25,390	25,425	25,441



2 環境行動を支援するための分かりやすい情報発信と仕掛けづくり〔環境政策課〕

(1) とよた SDGs ポイントナビ (WEB 版・冊子版) による情報発信

市民向けにとよた SDGs ポイント情報を総合的に発信する媒体として、「とよた SDGs ポイントナビ」の WEB 版を運用すると共に冊子版を作成しています。

WEB 版ではキャンペーンの開催や新たな加盟店などの最新情報を発信しています。冊子版は公共施設や加盟店に設置し、会員登録方法、ポイントの貯め方や使い方などを掲載しています。

(2) ECOLife Mail とよたによるエコライフ情報発信

市民向けメールマガジン「ECOLife Mail とよた」は、2016 年度から運用を開始し、とよた SDGs ポイントに関する最新情報やエコライフ情報などを発信しています。

3 定住促進プロモーション事業

〔シティプロモーション戦略課〕

本市への定住を促進するため、市内外の人々へ豊田市の魅力や住みやすさについて移住・定住促進サイト「ファースト暮らすとよた」や PR 冊子等で情報を発信しています



4 セカンドスクール事業

〔農政企画課〕

市内の小学生を対象に、農山村部において 1~2 泊の農山村体験、農家ホームステイを実施しています。校内での通常授業に対し、農山村での体験授業を「セカンドスクール」と位置付け、学校単位で学年全ての子どもたちが参加する「学校版」と、学校の長期休暇中に、希望する子どもたちが農山村体験を行う「フリー版」を開催しています。

2024 年度は、179 人が参加しました。



5 市の環境率先行動 公共工事における環境配慮

〔技術管理課〕

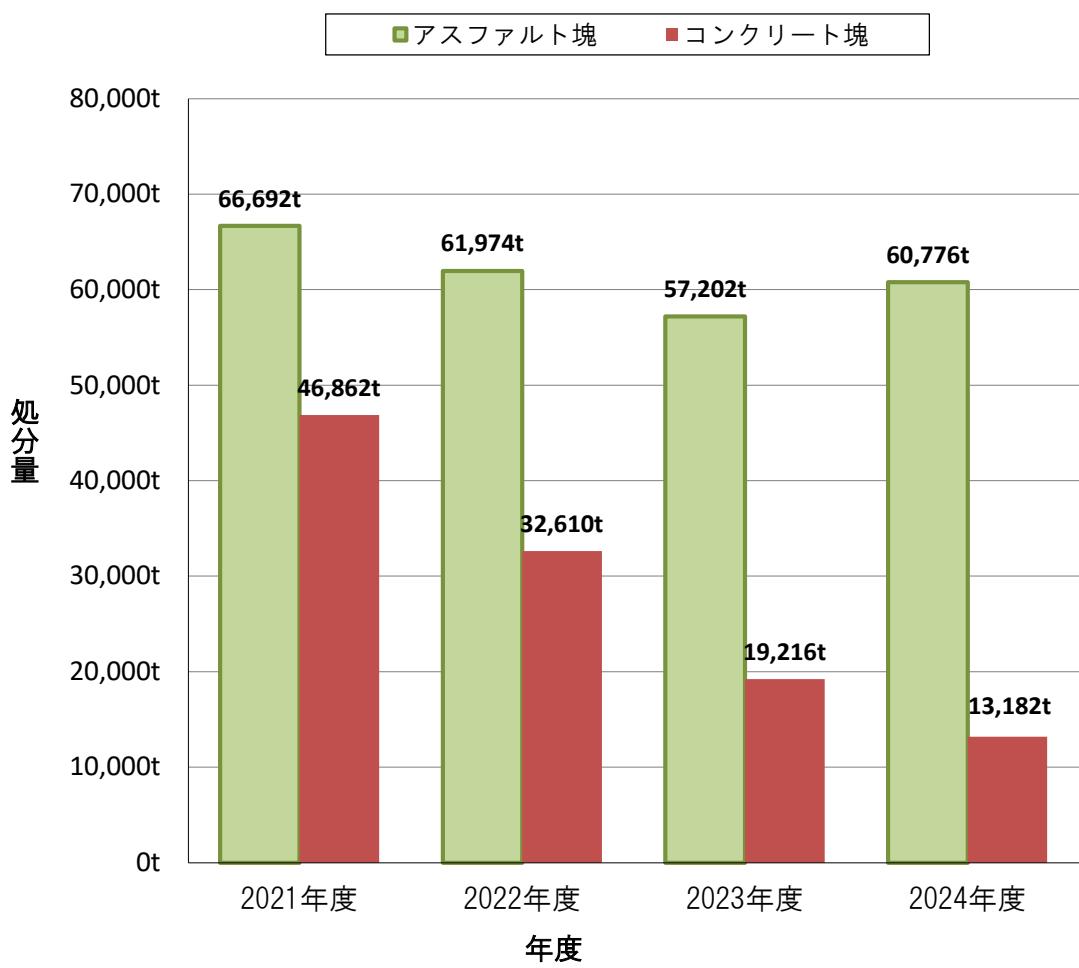
(1) 取組事項

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、直接又は間接的に環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して実施しています。

(2) 公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、再生資源利用促進実施書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに、適正に処理されたことを確認しています。2024年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は73,958tで、再利用率は100%でした。

建設廃材処分量年度別推移



6 市の環境率先行動 グリーン購入の実践

〔環境政策課〕

国による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るため、「豊田市グリーン調達方針」を作成しています。

2024年度は、200品目の特定調達品目についてグリーン調達率の目標値を設定し、半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました（特定調達品目ごとの実績は「総合資料編 8 グリーン調達率（2024年度）」参照）。